平成２７年（フ）第４５号
福島県いわき市小名浜南富岡字中前33番地の１　熊野方
債務者　小野　亜衣
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第３９号
茨城県神栖市矢田部6759番地
債務者　安藤　肇
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第７４５号
千葉市中央区仁戸名町454番地１　エステートピア仁戸名Ａ201号
債務者　伊藤　孝（旧姓伊橋）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７４６号
千葉市中央区仁戸名町454番地１　エステートピア仁戸名Ａ201号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７５２号
千葉県船橋市旭町３丁目20番30号
債務者　志賀　司
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７６５号
千葉県市川市北方町４丁目1690番地１（パールハイム201号）
債務者　能瀬　麻美
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７８７号
千葉市稲毛区園生町646番地３
債務者　青柳　貴史
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８０３号
千葉県船橋市南本町６番15号　ブレスト船橋壱番館409号
債務者　中村　孝一
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３９０号
川崎市宮前区東有馬２丁目35番46号　鷺沼サイレンツ２　Ａ－１
債務者　百合草　満
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３２号
川崎市多摩区宿河原６丁目12番１号　ハイムルポゾアール　101
債務者　井手　雄大
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５４号
川崎市多摩区西生田５丁目27番22号　ホワイトハウス５　206
債務者　下斗米　啓
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６６号
川崎市高津区溝口４丁目18番30―504号　桑島ビル、前住所山梨県南アルプス市藤田434番地
債務者　端場　翔太
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７６号
川崎市宮前区犬蔵２丁目19番６号
債務者　鈴木　豊
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９３号
川崎市川崎区小田１丁目25番４号　関根アパート　201
債務者　古澤　千代
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９６号
川崎市川崎区夜光１丁目４番４号　ステップホーム川崎
債務者　澤田　寿郎
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
新潟市中央区女池３丁目23番１号
債務者　渡邊　欣司
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５６号
新潟市中央区女池３丁目23番１号
債務者　渡邊　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部